



# 島根県報

平成21年3月3日（火）

## 第2,064号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

### 目 次

**【告 示】**

生活保護法の規定による介護機関の指定	（地 域 福 祉 課）	2
生活保護法の規定による指定介護機関の事業廃止の届出	（       "       ）	2
土地改良事業施行の認可	（農 村 整 備 課）	3
廃川敷地等の発生	（河 川 課）	3
臨港地区の指定	（港 湾 空 港 課）	3

**【公 告】**

平成21年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施	（建 築 住 宅 課）	4
--------------------------	-------------	---

## 告 示

### 島根県告示第124号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成21年3月3日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者		実施する事業	事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所 在 地	
有限会社 家具ランドタナカ	安来市飯島町289番地3	福祉用具貸与	有限会社 家具ランドタナカ	安来市飯島町289番地3	平成20年11月10日
有限会社 家具ランドタナカ	安来市飯島町289番地3	特定福祉用具販売	有限会社 家具ランドタナカ	安来市飯島町289番地3	平成21年1月30日
有限会社 家具ランドタナカ	安来市飯島町289番地3	介護予防福祉用具貸与	有限会社 家具ランドタナカ	安来市飯島町289番地3	平成21年1月30日
有限会社 家具ランドタナカ	安来市飯島町289番地3	特定介護予防福祉用具販売	有限会社 家具ランドタナカ	安来市飯島町289番地3	平成21年1月30日

### 島根県告示第125号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成21年3月3日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者		廃止する事業	事業所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所 在 地	
土谷 修一郎	出雲市佐田町反辺1370-9	居宅療養管理指導	佐田診療所	出雲市佐田町反辺1370-9	平成20年12月9日
土谷 修一郎	出雲市佐田町反辺1370-9	介護予防居宅療養管理指導	佐田診療所	出雲市佐田町反辺1370-9	平成20年12月9日
松村 公平	大田市温泉津町福光ハ857	居宅療養管理指導	松村医院	大田市温泉津町福光ハ857	平成20年3月31日
松村 公平	大田市温泉津町福光ハ857	介護予防居宅療養管理指導	松村医院	大田市温泉津町福光ハ857	平成20年3月31日

医療法人社団 回春会	松江市新庄町1172	訪問看護	訪問看護ステーション回春	松江市新庄町1172	平成20年6月30日
医療法人社団 回春会	松江市新庄町1172	介護予防訪問看護	訪問看護ステーション回春	松江市新庄町1172	平成20年6月30日

### 島根県告示第126号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の者に係る三条資格者施行土地改良事業の施行を認可した。

平成21年3月3日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業主体名	事業名	認可年月日
出雲市所原町178番地 所原桜上地区区画整理事業 成相喜代一外14名共同施行	所原桜上地区区画整理事業（非補助土地改良事業）	平成21年2月23日

### 島根県告示第127号

河川改修工事の施行に伴い、廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、島根県土木部河川課及び島根県浜田県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成21年3月3日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 河川の名称  
一級河川江の川水系小谷川
- 廃川敷地等が生じた年月日  
平成21年3月3日
- 廃川敷地等の位置  
江津市桜江町谷住郷1488番3
- 廃川敷地等の種類及び数量  
土地 164.88平方メートル

### 島根県告示第128号

港湾法（昭和25年法律第218号）第38条第1項の規定により臨港地区を定めたので、同条第8項の規定により次のとおり告示し、当該臨港地区の区域を公衆の縦覧に供する。

平成21年3月3日

島根県知事 溝 口 善兵衛

#### 1 臨港地区の区域

港湾名	臨港地区の区域
別府港	隠岐郡西ノ島町大字別府字カド、字尾崎、字飯田、字尾ノ代、字茶山及び字宮ノ前並びに同町大字美田字八幡ノ前地内

## 2 臨港地区の区域の縦覧場所

島根県土木部港湾空港課、隠岐支庁県土整備局島前事業部及び西ノ島町役場

## 公 告

建築士法（昭和25年法律第202号。以下「法」という。）第13条の規定により平成21年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施するので、建築士法施行細則（昭和25年島根県規則第111号）第16条の規定により公告する。

なお、試験の実施に関する事務は、法第15条の6第1項の規定により島根県指定試験機関である財団法人建築技術教育普及センターが行う。

平成21年3月3日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 試験期日及び時間

## (1) 「学科の試験」

(二級建築士試験)

平成21年7月5日（日）午前10時から午後5時10分まで

(木造建築士試験)

平成21年7月26日（日）午前10時から午後5時10分まで

## (2) 「設計製図の試験」

(二級建築士試験)

平成21年9月13日（日）午前11時30分から午後4時まで

(木造建築士試験)

平成21年10月11日（日）午前11時30分から午後4時まで

## 2 試験地及び試験場

## (1) 「学科の試験」

(二級建築士試験)

松江市 松江市学園南1-2-1

島根県立産業交流会館（くにびきメッセ）

(木造建築士試験)

松江市 松江市殿町158

島根県民会館

## (2) 「設計製図の試験」

(二級建築士試験)

松江市 松江市学園南1-2-1

島根県立産業交流会館（くにびきメッセ）

(木造建築士試験)

松江市 松江市殿町158

島根県民会館

## 3 受験申込手続

## (1) インターネットによる受験申込み

インターネットによる受験申込みについては、平成16年以降に二級・木造建築士試験の受験申込みをした者のうち、試験の申込みに必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしている者に限り行うことができる。

## ア 受付期間及び受付時間

平成21年4月1日（水）から4月7日（火）まで  
受付開始日の午前10時から受付最終日の午後4時まで

## イ 受験申込方法

財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（<http://www.jaeic.jp/>）において、必要な事項を入力し申し込むこと。

## (2) 受付場所における受験申込み

## ア 受付地、受付場所及び受付期間

松江市 松江市北田町35-3  
社団法人 島根県建築士会  
平成21年4月13日（月）から4月17日（金）まで

浜田市 浜田市原井町908-28  
浜田建設会館

平成21年4月13日（月）及び4月14日（火）

## イ 受付時間

午前10時から午後4時まで

## ウ 受験申込方法

受験申込書は、原則として上記受付地に設ける受付場所に申込者本人が直接提出すること。

ただし、離島その他の遠隔地で、直接申込みができない等やむを得ない事情がある場合で、勤務先の証明書又は住民票が添付されているものに限り郵送を認める。

郵送の場合は、申込受付最終日までの消印のあるもので、宛先を明記し所要の郵便切手をはった受験票返送用封筒を同封し、必ず書留速達とすること。

## 4 合格者の発表及び合否の通知

平成21年12月3日（木）（予定）。合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。

なお、「学科の試験」については、二級建築士試験においては平成21年8月25日（火）、木造建築士試験においては平成21年9月8日（火）（いずれも予定）。

## 5 合格判定基準の公表

合格者の発表の際に、合否判定基準を財団法人建築技術教育普及センター中国四国支部等に掲示する。

## 6 その他

(1) 設計製図の課題は、平成21年6月10日（水）ごろから財団法人建築技術教育普及センター中国四国支部及び社団法人島根県建築士会に掲示するとともに、「学科の試験」の試験場においても掲示する。

(2) 受験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受験申込時にその旨を申し出ること。